

令和6年度 豊橋市立向山小学校

学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本的な考え

いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」とある。（いじめ防止対策推進法 第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮しつつ、いじめ防止対策推進法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにしなくてはならない。

学校は、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。時には、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

3 いじめ防止対策推進委員会の組織構成

この組織は、いじめの防止等の中核組織としての役割を担い、よりきめ細やかな対応をしていかなければならない。また、この組織として、本校においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

－ 組織構成 <基本形> －

校長（委員長）、教頭（副委員長）、教務主任、校務主任、養護教諭、生徒指導主任、学年主任、生活サポート主任、特別支援コーディネーター、該当学年主任・担任
スクールカウンセラー

(1) 「生活サポート委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめ防止等に向けた具体的な取り組み

国の基本方針と豊橋市基本方針、豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」を参酌しどのようにいじめ防止等の取り組みを行うかについて、基本的な方向や取り組みの内容を、「学校いじめ防止基本方針」として定め、取り組んでいく。具体的な内容としては、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、重篤ないじめへの対処等、いじめ問題全体にかかわる内容とする。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、すべての児童が安心感を抱き、

自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開する。

- イ 「わかる授業」づくりに努め、児童の個性や能力に応じた教育活動を展開することにより、いじめを生まない人間関係や学校風土をつくる。
- ウ 道徳教育・人権教育を軸に、様々な教育活動を通して、仲間づくりを行い、思いやりの心を育成する。
- エ 互いを認め合い、高め合う温かい学級集団づくりに取り組む。児童たちが主体的に取り組める活動を展開し、達成感を味わったり成功体験を味わったりすることで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育成する。
- オ 児童に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、児童の自主的、主体的な活動による「自浄力」を高める。
- カ 「性的マイノリティ」とされる児童は、自身の状態を秘匿している場合が多いことを踏まえ、教職員が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすとともに、性別に関わる冗談やからかいを慎む。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 児童の心身の状況や変化を的確につかむ健康観察を行う。また、児童との日常の交流を大切にし、生活日記や連絡帳、個人面接、休み時間中の雑談等、日頃から児童に寄り添う姿勢をもち続けるよう努め、児童や保護者との信頼関係を築く。
- イ 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人ひとり児童を見守り、情報を共有する。そのため、特に学年内での日頃の情報共有を大切にし、報告・連絡・相談・確認を重視する。
- ウ 定期的に行う「生活アンケート」の質問項目はいじめに特化せず、生活すべてをとらえるものとする^{こと}で児童の実態把握に努める。特に発達段階に応じた質問文を準備したり、必要に応じて聞き取り調査を実施したりするなどの配慮をする。
- エ SOS箱「ここめる」を設置し、生活アンケートの間を埋める場を設ける。
- オ 定期的な面接だけでなく、教職員が常に児童の話に耳を傾ける姿勢を保ち、養護教諭やスクールカウンセラー等も含め、児童が相談したいときにすぐに応えられるよう、校内の教育相談機能の向上に努める。
- カ 児童の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け、研修会などを実施する。また、インターネットやSNSによるいじめ、下校後のいじめなど見えにくいいじめにも注意を払う。さらに、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

(3) いじめに対する早期対応の取り組み

- ア いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止対策組織」を開き、組織で対応する。その場合には、多方面からの情報を収集、整理することにより全体像で把握し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図る。そして、いじめを受けた児童への支援と、いじめを行った児童の指導を分担し、継続される支援・指導が、担任など特定の教職員へ負担がかからないように留意する。

いじめを受けた児童への支援	いじめを行った児童の指導
<ul style="list-style-type: none"> ・もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。 ・児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法等）を組み立てる。 ・心のケアや登下校・休み時間の見守り等、安全で安心できる環境づくりに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝える。 ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、誠意をもって心から謝罪ができるように指導する。 ・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行い、自らの生き方をじっくり考えさせる。

- イ いじめを通報・相談した児童のプライバシーを確実に守る。勇気をもって教職員にいじめを通報・相談した児童の行動を認め、いじめを通報・相談してきた児童の安全を確保するための取り組みを徹底する。
- ウ 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならずいじめ問題の解決に向けた一歩を踏み出す勇気もてるようにする。
- エ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら対応するとともに、関係機関との連携も視野に入れて対応する。

(4) 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

児童が自殺をほのめかすなど、自殺・重大事態につながる可能性がある場合は、教職員の対応が当該児童に刺激を与えることがないように留意し、迅速に目立たず対応する。

- ア 校長のリーダーシップの下、直ちに「いじめ防止対策組織」や職員会議を開き「子ども自殺予防マニュアル」（平成25年度豊橋市教育委員会策定）に基づき、事実関係や今後の方針について情報を共有する。
- イ 直ちに教育委員会に報告して情報を共有し、連携して対応する。
- ウ 全教職員が危機感をもって速やかに当該児童の見守り体制を構築するとともに、家庭や関係機関、スクールカウンセラー、各種相談機関等との連携を図る。

5 重大事態の対応

児童に重大事態が発生した場合、重大事態に適切に対処し、同じことが繰り返されることのないよう、速やかに調査を行う。

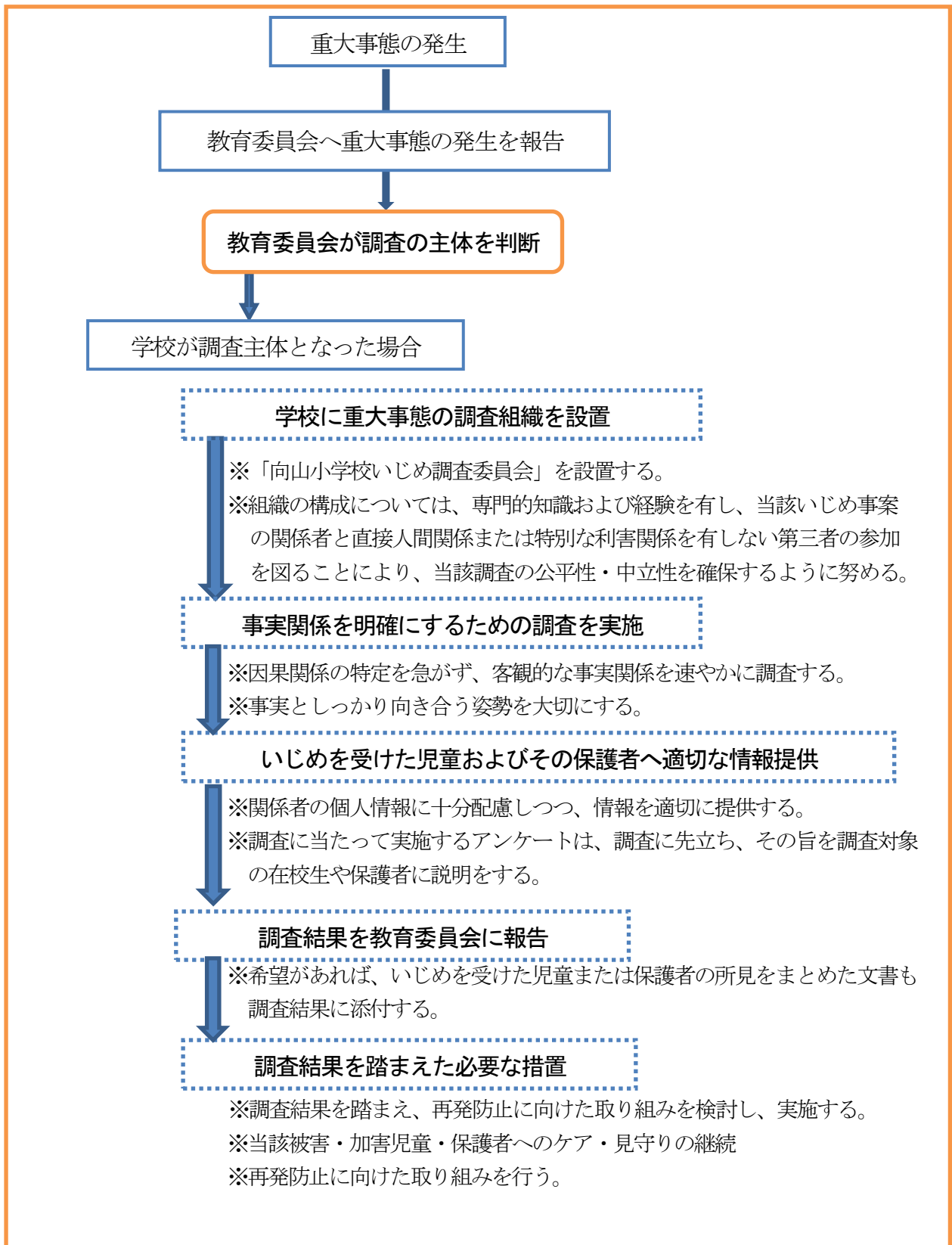
重大事態の意味について

「いじめにより」とは、児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。また、「生命、心身または財産に重大な被害」については、以下のようないじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な障害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

- (1) 重大事態が生じた場合は、直ちに教育委員会に報告をする。(法第30条第1項)
教育委員会の指導を受け、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて協議し、決定する。
- (2) 学校又は教育委員会は、事実関係を明確にするための調査を行う。学校が事実に関する調査を実施する場合は、「向山小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。(法第28条第1項)
調査においては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。なお、この調査の目的は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を目的とするものではなく、あくまでも、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るためのものである。
- (3) いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。いじめを受けた児童及びいじめを行った児童に対し、状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰のための支援や学習の支援を行う。
- (4) 調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。(法第28条第2項)
時系列にまとめた調査結果は教育長に報告するとともに、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育長等に送付する。再調査についても、再調査の主体は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査結果を説明する。

【重大事態発生時の調査対応図】



6 教師として心がけること

(1) いじめを見抜く感性を磨く

いじめは目の届きにくいところで発生することが多い。「トイレの前を通る時にのぞいてみる」、「教室へ向かう時、いつもと違うコースを歩いてみる」、「休み時間も教室で過ごす」などの動きを常にとれる姿勢をもつ。

(2) 子どもをとらえる努力をする

生活ノートや連絡帳、個人面接、休み時間中の雑談などを通して日頃から子どもに寄り添い、子どものようにすを常に把握するよう努める。また、情報を共有し多くの教職員による見守り体制を整える。

(3) いじめは許さないという風土をつくる

いじめ問題、生命の大切さ、規範意識などを道徳や特別活動で取り上げて、いじめは絶対に許さないという風土をつくる。自浄作用のある集団づくりに努める。

(4) 心の居場所のある集団づくりに努める

学校生活の中で自己肯定感や自己有用感を実感できる場をつくるのが、自他を尊重する温かい人間関係につながる。道徳や特別活動、日々の授業などでの教師の丁寧なはたらきかけが、子どもたちの心を成長させることになる。

(5) 不安や悩みを受け止める姿勢をもつ

子どもが話しかけてきたのに「ちょっと待って。後でね。」という対応は、子どもの声に耳を傾けていることにはならない。最後まで話を聞いて不安や悩みを受け止めることが大切である。

(6) 教師間で連携して対応する

担任一人で抱え込むのではなく、学年主任、生活サポート、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーなどの各担当とも連携して対応する。事案によっては、教育相談室などの関係機関との連携をとる。

(7) いじめの訴えには迅速・誠実に対応する

本人や保護者の立場に立って迅速に対応することが大切である。学校の迅速で誠実な対応が信頼関係につながる。「いじめられる方にも問題がある」というとらえ方では、決して解決しない。

7 学校の取り組みに対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価および保護者への学校評価アンケートを実施（12月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

8 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。